

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会福祉サービス利用援助事業生活支援員就業規則

平成26年4月1日

規則第 6 号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の福祉サービス利用援助事業生活支援員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則において生活支援員とは、第3条の手続きを経て採用した生活支援員に適用する。

第3条 生活支援員の採用は、入職希望者のうちから選考して職員を採用する。選考にあたっては、次の書類の提出を求める。

(1) 履歴書

(2) その他、会長が必要とする書類

2 生活支援員の採用に際しては、様式第1号により労働契約書を締結する。採用された者は、任用される時、次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 様式第2号による承諾書

(2) その他、会長が必要とする書類

(任用の告知)

第4条 任用又は任用更新が決定した職員については、様式第3号による任用通知書をもって会長から告知する。

2 任用期間は、任用の日から1年以内の期間とする。

3 前項に定めた雇用期間は更新することができる。

(サービス)

第5条 生活支援員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 担当利用者の「支援計画」に基づく専門員の指示を受け、職務に専念すること。

(2) 職務遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(個人番号の提示・提出)

第6条 生活支援員は、本会から、別に定める特定個人情報取扱規程に規定する利用目的に基づき個人番号の通知を求められた場合は通知カード又は個人カードの提示又は写しの

提出するものとする。

2 本会は、生活支援員の個人番号に関する本人確認のため、生活支援員に対し、運転免許証等の身分証明書の提示又は写しの提出を求めることができる。

3 本会は、扶養親族を有する生活支援員について、当該扶養対象親族の個人番号及び住民票等の確認書類の提示又は写しの提出を求めることができる。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 生活支援員の勤務日は月曜日から金曜日の指定された日とし、勤務時間は午前8時30分から午後5時の間の指定された時間内とする。

(賃金)

第8条 賃金は900円以下(時間給)とする。

(時間外勤務手当)

第9条 勤務時間外に勤務をした場合は、時間給単価に100円を加算した額を支給する。但し、法定労働時間を越えて勤務した場合は時間給単価に25%、法定休日に勤務をした場合は時間給単価に35%を加算した額を支給する。

(賃金の支払い)

第10条 賃金の計算期間は、月の1日から末日とし、翌月の10日までに支給する。

(出張)

第11条 会長は、業務上必要とする場合は、出張を命ずることができる。

2 第1項の規定により出張を命じられたものには、三芳町社会福祉協議会職員の旅費に関する規程に基づき旅費を支給する。

(社会保険等)

第12条 会長は、生活支援員の労働者災害補償保険への加入手続きを行う。

2 生活支援員が健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者に該当するようになった場合は、その加入手続きを行う。

(年次有給休暇)

第13条 生活支援員に付与する年次有給休暇については、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会臨時職員就業規則に準ずる。

(退職)

第14条 生活支援員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退職とする。

(1) 労働契約書に定めた雇用期間が満了し、契約の更新をしないとき

(2) 本人の都合により退職を申し出て、会長の承認を得たとき

2 生活支援員が本人の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までにその旨を会長に申し出なければならない。

(定年)

第15条 定年の日は、生活支援員は75歳に達した直後の3月31日とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(雇用契約終了の予告)

第16条 会長は、期間の満了により雇用契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその旨を予告するものとする。

(解雇)

第17条 会長は、生活支援員が次の各号の一に該当すると認めるときは解雇することができる。

(1) 心身の故障により、職務遂行に支障があると認めたとき

(2) 勤務状態の不良又は職員としてふさわしくない行為があった場合

(解雇予告)

第18条 第16条により解雇する場合は、30日前に本人に予告するかまたは予告に代えて平均賃金30日分を支給する。

(その他)

第19条 生活支援員の取扱いについて、この規則に規定されていない事項については、会長の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会福祉サービス利用援助事業生活支援員労働契約書

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会を甲とし、〇〇〇〇を乙として次のとおり労働契約を締結する。

第1条 甲は、次の労働条件により福祉サービス利用援助事業生活支援員として雇用し、乙は甲の指示を遵守すると共に誠実に勤務するものとする。

第2条 雇用期間及び就業場所

- ①雇用期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- ②勤務場所 三芳町社会福祉協議会事務局事務所～利用者宅等

第3条 乙が従事する業務は、所属長及び専門員の指示する福祉サービス利用援助事業生活支援員業務とする。

第4条 勤務時間、休日、休暇等は次のとおりとする。

- ①勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までの間の指定された時間とする。
- ②休憩時間は、労働基準法第34条に規定する範囲内で与える。
- ③休日は土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日まで
- ④時間外勤務、休日勤務をさせることがある。

ただし、甲の業務上の都合により、勤務条件を変更することができるものとする。

第5条 賃金については、次に定めるとおりとする。

- ①賃金は、時給〇〇〇円とする。

なお、時間外・休日勤務については、1時間当たりの単価を時給の場合、〇〇〇円とする。

- ②支払方法

当該月分（月の初日から月末まで）の賃金を、翌月10日までに支払うものとする。

第6条 年次有給休暇その他の休暇・休業については、三芳町社会福祉協議会が定める臨時職員就業規則に準じ付与する。

第7条 甲は、乙が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けたときは、労働者災害補償保険法を適用する。

第8条 解雇について、甲の業務上の都合により雇用の必要がなくなったときは、乙に対して30日前に解雇予告をするものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 三芳町大字藤久保185番地4
社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会
会 長

乙

承 諾 書

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会
会 長 様

このたび下記により、三芳町社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業生活支援員として任用されたことについては、誠実かつ公正に職務を遂行し、任用期間が終了したときは異議なく退職することを承諾します。

記

- 1 任用箇所 三芳町社会福祉協議会事務局事務所～利用者宅等
- 2 職務内容 福祉サービス利用援助事業生活支援員業務
- 3 任用期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 任用時間 午前8時30分から午後5時00分までの間の指定された時間
- 5 休 日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・その他
- 6 休 暇 ①年次有給休暇 有 ・ 無 (日間)
- 7 時間外勤務等 時間外又は休日に勤務を命じることが 有 ・ 無
- 8 賃 金 等 ①時給 ○○○円
②時間外・休日勤務 ○○○円加算
③昇給 有 ・ 無
④退職手当 有 ・ 無
- 9 支払方法 月の初日から末日までの分を翌月の10日までに支払う。
- 10 そ の 他 (1) 社会保険・厚生年金保険の加入有無 有 ・ 無
(2) 雇用保険加入の有無 有 ・ 無
(3) 労災保険加入の有無 有 ・ 無

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印

生活支援員任用通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会
会 長

あなたを次の条件により任用します。

任用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
勤務場所	三芳町社会福祉協議会事務局事務所～利用者宅等
勤務内容	福祉サービス利用援助事業生活支援員業務
勤務日	月曜日から金曜日の中の指定された曜日・時間
勤務時間	午前8時30分から午後5時00分までの間の指定された時間
休息・休憩時間	労働基準法第34条に規定する範囲内
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始・その他
休暇	①年次有給休暇 有 ・ 無 (日)
時間外勤務等	時間外又は休日に勤務を命じることが <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
賃金等	①時給 ○○○円 ②時間外・休日勤務 ○○○円加算 ③支払日 月の初日から末日までの分を翌月の10日までに支払う。 ④昇給 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ⑤退職手当 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
服 務	生活支援員就業規則第5条によるものとする。
勤務に関する相談窓口	事務局長 (短時間雇用管理者)
そ の 他	社会保険・厚生年金保険加入 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 雇用保険加入 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 労災保険加入 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無